

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十九号

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例（昭和四十四年広島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「前条」を「この条例」に、「内部組織、訓練科、訓練生定員、訓練期間その他の運営について」を「運営に関し」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の二条を加える。

（授業料等）

第八条 普通課程の入校選考を受けようとする者は選考料を、普通課程に入校しようとする者は入校料を、普通課程に在校する者は授業料を納付しなければならない。

2 前項の選考料、入校料及び授業料（以下「授業料等」という。）の額は別表に定めるとおりとする。

3 既納の授業料等は返還しない。ただし、授業料については、月の全日数にわたり休校した場合、退校により月の全日数にわたり在校しなかった場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（授業料の減免又は徴収猶予）

第九条 知事は、やむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる訓練生に対しては、授業料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（訓練課程）

第三条 能力開発校に普通課程及び短期課程を置く。

2 普通課程及び短期課程の訓練科、訓練期間及び定員は、規則で定める。

(入校資格)

第四条 能力開発校に入校することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 普通課程 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者

二 短期課程 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者

(入校許可)

第五条 能力開発校に入校しようとする者は、規則の定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(退校処分)

第六条 知事は、前条の規定による許可を受けて入校した者（以下「訓練生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則の定めるところにより、退校させることができる。

一 能力開発校の秩序を乱し、その他訓練生としてふさわしくない行為があつたとき。

二 修了の見込みがないと認められるとき。

三 この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第八条関係）

	訓練課程		単位及び金額
	授業料等の種類		
普通課程	選考料	一、二〇〇円	
	入校料	五、六五〇円	
授業料	月額九、九〇〇円		

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第八条及び第九条の規定（授業料に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日以降に入校する者から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に広島県立職業能力開発校に在籍する者については、改正後の第五条の規定による許可を受けたものとみなす。